

平成29年度病害虫発生予察特殊報第2号

平成29年6月29日
鳥取県病害虫防除所

- 1 病害虫名 タマネギ黒腐菌核病
- 2 病原 *Sclerotium cepivorum* Berkeley
- 3 発生地域 鳥取県西部

4 発生確認の経過

- (1) 平成29年5月、県西部のタマネギ栽培ほ場において地上部の生育不良が認められ、収穫した鱗茎の表面に白色の菌糸塊及び黒色小菌核が付着し、一部が軟化腐敗する症状が確認された。
- (2) 鳥取県園芸試験場において、罹病株の病徴観察、分離菌の培養性状及び罹病株から採集した菌核の遺伝子診断等により黒腐菌核病であることが確認された。
- (3) 本病は、昭和58年に静岡県で確認されて以降、全国的に発生がみられている。
- (4) 本県においては、平成22年に境港市において同一病原菌によるネギ黒腐菌核病の発生が確認されており（平成22年8月3日付け病害虫発生予察特殊報第1号を参照）、県内における発生地域の拡大及びネギ属作物（タマネギ以外にネギ、ニンニク、ニラ、ラッキョウ）での被害の増加が懸念されている。

5 防除対策

- (1) 生育期対策として、病原菌は酸性土壌でよく生育するため、土壌をpH7.0以上に酸度矯正を行う。
- (2) 生育期に使用できる適用薬剤はないので、発生が懸念される場合は定植直前にセイビアーフロアブル20の500～1,000倍液に5分間苗根部浸漬を行う。
- (3) 罹病株に形成された菌核が伝染源であることから、発病株は早めに抜き取りほ場外で適切に処分し、被害残さはほ場にすき込まない。
- (4) 発生ほ場では連作をさげ、4～5年間はネギ属以外の作物を栽培する。また、他のほ場への菌核の持込みを回避するため、作業機械等の洗浄をていねいに行う。
- (5) 無病地に苗床を設け、罹病苗はほ場に定植しない。
- (6) やむを得ず連作する場合には、作付前にディトラペックス油剤30L/10aまたはダズメット微粒剤（バスアミド微粒剤またはガスタード微粒剤）30～60kg/10aによる土壌消毒（ポリエチレンフィルムによる被覆を行うのが望ましい）を行う。

6 本病の病徴と発生生態

- (1) 鱗茎部が軟化腐敗し、白い菌糸塊やかさぶた状に黒色ゴマ粒状の微小な菌核（直径0.2～1.0mm）が形成される（写真）。
- (2) 本病の発病適温は15℃前後であり、3～5月頃に発生が認められることが多いが、多発ほ場では12月から症状が見られる場合もある。
- (3) タマネギ以外にネギ、ニンニク、ニラ、ラッキョウなどのネギ属の植物にも発生する。
- (4) 伝染源は、罹病株に形成された菌核であり、土中の菌核から感染して発病する。菌核は、土中で数年以上生存するとされている。

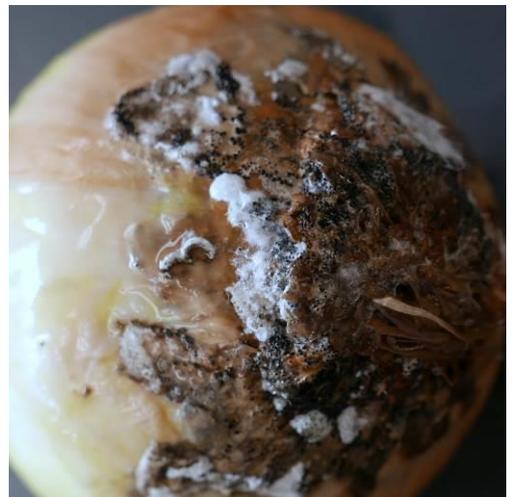


写真 タマネギ鱗茎部の症状